

CONTENTS

page

- | | |
|--|--|
| <p>1 監督指導の結果公表 47%の事業場で違法な時間外労働</p> <p>2 特集 「手当は含める?」「月給制の場合は?」 最低賃金のチェック方法</p> <p>4 TOPICS ●副業に対応、労災保険の様式が変わります ●勤め先への信頼に大きな影響を与えるのは 「健康への配慮」 ●障害者雇用率、来年3月より2.3%に ●就職先を決めた理由、最多は「社会貢献度が高い」</p> | <p>6 すっきりわかる。健康保険 高額療養費の利用方法、 「限度額適用認定証」が便利</p> <p>7 人事労務の法律ミニ教室 副業・兼業を認める場合の労働時間の取り扱いは?</p> <p>8 BCP 緊急事態に備えてますか? 災害時の安否確認</p> <p>8 労務ひとこと マイナンバーカードが 健康保険証として利用可能に</p> |
|--|--|

監督指導の結果公表

47%の事業場で違法な時間外労働

厚生労働省は9月8日、長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導の結果を公表しました。

平成26年に過労死等防止対策推進法が施行され、行政は過重労働の撲滅に向けて指導を強化しています。この監督指導は、各種情報から時間外・休日労働時間数が月80時間を超えていると考えられる事業場や、過労死などによる労災請求があった事業場を対象におこなわれたものです。

過労死ラインを認識しているか

労災認定基準では、1ヵ月100時間または2～6ヵ月平均80時間を超える時間外労働がある場合、脳や心臓疾患が労災認定される確率が高まると

されています。これが俗に言う「過労死ライン」です。

今回公表された結果によると、平成31年4月から令和2年3月に監督指導をおこなった32,981事業場のうち、約47%にあたる15,593事業場で違法な時間外労働が確認され、そのうちその事業場で最も長時間働いた労働者の残業時間をみると、月80時間を超えるものが37.1%、100時間を超えるものが22.9%、150時間を超えるものが4.7%、200時間を超える事業場もありました。



監督指導の事例

- ・36協定で定めた上限時間を超える違法な時間外労働が認められた
- ・一部の労働者について労働時間を把握していなかった
- ・時間外・休日労働時間が月80時間を超えた労働者について産業医に情報提供していなかった
- ・36協定における労働者代表が民主的な手続きで選出されていなかった（特定の役職者が代々引き継いでいた）
- ・固定残業代を採用しており実際の時間外労働に対して割増賃金の不足があった など